

平成 27 年 7 月 23 日

各 位

株式会社宮崎銀行

みやぎん「空き家解体ローン」の取扱開始について
～地方創生の取り組みとして、社会問題化する空き家対策をサポート～

株式会社宮崎銀行（頭取 平野 亘也）は、平成 27 年 8 月 3 日（月）から、みやぎん「空き家解体ローン」の取り扱いを開始いたしますのでお知らせします。

人口減少、高齢化の進展により、空き家率の上昇が懸念される中、本商品は、老朽化による倒壊、放火・犯罪等の社会問題化している空き家の解体、賃貸を目的としたリフォーム費用にご利用できるローンです。

当行は引き続き、お客さまにより一層ご満足いただける商品・サービスの充実に努めてまいります。

記

1. 商品概要

商品の詳しい内容は、別紙「商品説明書」をご覧ください。

商品名	みやぎん「空き家解体ローン」
ご利用いただける方	・お借入時の年齢が満 20 歳以上、完済時年齢が 75 歳以下の方 ・安定継続した収入のある方 ・対象物件の所有者が本人または 3 親等以内の親族であること ・保証会社である(株)宮崎信販の保証が得られる方
お使いみち	・資金用途確認資料（見積書等）にて確認ができ、本人または 3 親等以内の親族が所有、共有する空き家にかかる以下の費用 空き家解体（不要物撤去含む）費用 空き家となった住居の防火・耐震改修費用 賃貸を目的とした空き家のリフォーム費用 事業性用途または転売目的の用途は対象外となります。
ご融資金額	10 万円以上 300 万円以内（1 万円単位）
ご融資期間	6 ヶ月以上 10 年以内（1 ヶ月単位、据置期間なし）
ご融資利率	変動金利 2.7%（保証料込）
ご返済方法	毎月元利均等返済（ご融資金額の 50% 以内の元金について、6 ヶ月ごとのボーナス増額返済もご利用いただけます。）
担保・保証人	原則不要（お申し込み条件によっては、保証人をお願いする場合がございます。）

2. 取扱開始日 平成 27 年 8 月 3 日（月）

以 上

< 本件に関するお問い合わせ先 >
株式会社宮崎銀行 営業統括部
地域振興室：星原・後藤、個人ローン推進室：福嶋・徳丸
TEL：0985-32-8223

みやぎん「空き家解体ローン」商品説明書

(平成27年8月3日現在)

1. ご利用いただける方	お借入時の年齢が満20歳以上、完済時年齢が75歳以下の方 安定継続した収入がある方 対象物件の所有者が本人または3親等以内の親族であること 保証会社である(株)宮崎信販の保証が得られる方
2. お使いみち	・ 資金用途確認資料(見積書等)にて確認可能かつ本人または3親等以内の親族が所有、共有する空き家にかかる以下の費用 空き家解体(不要物撤去含む)費用 空き家となった住居の防火・耐震改修費用 賃貸を目的とした空き家のリフォーム費用 事業性用途または転売目的の用途は対象外となります。 戸建てまたは分譲マンションを対象とし、賃貸マンション・アパートは対象外となります。
3. ご融資金額	10万円以上300万円以内(1万円単位)
4. ご融資期間	6カ月以上10年以内(1カ月単位、据置期間なし)
5. ご融資利率	変動金利 2.7% ・ 毎年4月1日と10月1日の当行所定の短期プライムレートを基準として年2回見直しを行います。
6. 保証料	保証料はご融資利率に含まれます。
7. ご返済方法	毎月元利均等返済 ・ ご融資金額の50%以内の元金について6カ月ごとのボーナス増額返済も併せてご利用いただけます。
8. 担保・保証人	原則不要 ・ 保証会社である(株)宮崎信販が保証します。 ・ お申し込み条件によっては、保証人をお願いする場合がございます。
9. お申込時にご用意いただくもの	運転免許証および健康保険証等のご本人を確認できる資料 公的所得証明書または源泉徴収票(融資金額100万円以下は不要) (個人事業主の方は、確定申告書等のご提出を依頼する場合があります。) 見積書または請求書等のお使いみちの確認できる書類 対象物件の登記簿謄本 親族所有物件の場合は、住民票、戸籍謄本等の続柄記載のある証明書
10. お取扱店	宮崎県、鹿児島県内の営業部店

審査の結果によっては、ローンご利用のご希望にそえない場合がございますのでご了承ください。

店頭にて返済額の試算ができます